

4. 衛生害虫対策等

蚊とハエ駆除対策やねずみ駆除対策を実施するとともに、各種衛生害虫等の相談指導や不明害虫等の検査を受け付けている。

[1] 蚊とハエ駆除対策【強化対策期間4月～10月】

(1) 雨水マス等対策

蚊が発生する公道、公園の雨水マス等を対象として巡回して薬剤投入を行なっている。巡回数は、強化対策期間内に区内4回としている。また、公道との境目の無い区有施設などで、雨水マス等から蚊等が発生する場合は、同様に薬剤を投入している。投入薬剤は、微量で効果があり、安全性の高い昆虫成長制御剤を使用している。

区分 年度	延べ散布か所数	散布量(kg)	作業班数(請負)
29	115,747	347.2	89
30	115,287	345.9	89
元	115,800	347.4	89
2	115,891	347.7	89
3	115,806	115.8 (※)	89

(注1) 原則、1,300か所/日処理を1班としている。

(注2) 3年度の雨水マス対象数は、約29,000か所である。

(※) 2年度までは、薬剤1錠が3gであったが、成分が濃縮され、1錠1gに変更となった。(成分量は同じ)

(2) 蚊の発生状況調査

蚊とハエ駆除対策の実施にともなう効果や、季節的生息状況等を把握するため、定点・定期による蚊発生状況調査等を実施している。

また、感染症媒介蚊のデングウイルス等の検査を実施している。

区分 年度	蚊捕獲数(匹)	デングウイルス等検査(※1)	調査回数(請負)
29	225	(一)	16
30	887	(一)	16
元	623	(一)	16
2	2,111	(※2)	16
3	809	(※2)	16

(注1) 蚊の調査法：CDCドライアイス24時間調査法

(注2) 定点：都立雑司ヶ谷霊園(豊島区実施)・都立染井霊園(東京都実施)・区立小鳥のさえずる公園(豊島区実施)

(※1) デングウイルス等PCR検査は都立霊園捕獲蚊について実施(都健康安全研究センターに検査依頼)

(※2) デングウイルス等のPCR検査については、コロナウイルスPCR検査に負担をかけないため未実施。

ただし、都立染井霊園の6月～10月間の捕獲蚊については東京都が検査を実施している。

(3) 墓地対策

蚊が発生しやすい墓地については、管理者に対して、発生状況に関する情報提供や防除指導を行ない、墓地における蚊対策の効果的な実施を促進している。

(4) 自主駆除に対する支援

町会が自主的に行なう、蚊とハエの駆除等の発生源除去を目的とする町内清掃活動等に対しては、ポスター、チラシを作成し配付するなどの支援を行なっている。

[2] ユスリカ対策（対象：神田川周辺地区及びプール施設）

セスジユスリカは、主に汚れた河川に大発生し、アレルギー喘息の原因となることが知られている。現在の神田川等は水質改善が進み、発生は無くなっているが、目視による調査を不定期に行なっている。なお、室内温水プールにウスイロユスリカが多量発生した場合は改善指導を行なっている。

[3] スズメバチ類駆除対策

スズメバチ類は、公共への刺傷危険度が高い巣について、専門業者により駆除を行なっている。駆除の条件として、コガタスズメバチの場合は、地上から概ね4m以下の高さの営巣等としている。

(単位：件)

区分 年度	委託合計	スズメバチ類駆除	調査指導(※)
29	123	79	44
30	97	42	55
元	148	85	63
2	116	52	64
3	155	66	89

(※) 調査指導とは、ハチ種類調査、被害予防指導、知識普及をいう。なお、職員による調査指導を含まない。

[4] ねずみ防除対策【防除強化期間11月～3月】

11月と2月を「ねずみ駆除強化月間」と定め(13年度)、集中的に講習会や相談所を開設して防除指導や啓発を行なっている(元年度は保健所移転のため未実施、窓口対応のみ)。

[5] ねずみ・衛生害虫防除指導等の対策

窓口・電話相談により各種衛生害虫の防除指導を行なうとともに、必要により出張による調査や指導を行なっている。また、不明害虫やダニ等微細害虫の同定や検査を行なっている。保育園等でアタマジラミが集団発生した場合は、出張により園児等の頭髪検査なども行なっている。

さらに、相談の多いねずみ・衛生害虫等の防除講習会等を開催している。

(1) 講習会等・検査状況

区分 年度	講習会・研修会			相談所(委託)		窓口検査 (件) (※5)	
	ねずみ・衛生害虫等講習会・研修会			ねずみ相談所(※2)			
	講習内容(※1)	回数	参加人数	回数	参加人数		
29	①②④	3	96	4	63	64	
30	①④⑥⑦	4	73	4	59	75	
元	①④⑦	6	314	(※3)		71	
2	④⑦	2	55	(※4)		94	
3	④⑦	2	55	(※4)		58	

(※1) 講習内容

- ①: 知って得する虫などの講習会 ②: アタマジラミ講習会等 ③: 蚊対策講習会(感染症媒介蚊対策講習会等)
- ④: ヘルパー・ケアマネジャー・ケースワーカー向け講習会等 ⑤: ねずみ駆除講習会 ⑥: トコジラミ研修会
- ⑦: その他

(※2) ねずみ駆除相談所は駆除専門業者による個別相談指導。

(※3) 保健所の移転により、相談所利用率の高い高齢者への負担(交通・距離)を考慮し中止した。

(※4) コロナウイルス感染症対策として中止した。なお、相談は電話対応とした。

(※5) 検査の中に保育園・小学校のアタマジラミ検査並びに福祉窓口のコロモジラミ検査を含む。

(2) 福祉衛生対策

独居高齢者・身障者・介護保険対象者・生活保護者などで、自らねずみ・害虫駆除の対応ができない場合は、家族、介護事業所、福祉のケースワーカーなどに、改善に向けた適切なアドバイスを行なっている。

(3) 相談・指導状況

(単位：件)

都福祉保健局 区分番号(※)		①			②		③		④			⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	
年度	区分	吸血昆虫			刺咬昆虫		ダニ	細菌付着昆虫			接觸昆	不快昆	不快動	農林害虫・樹木	食品衣類害虫	木材害虫		ねずみ	その他の		
		力ノミ	シラミ	その他	ハチ	その他の		類	ハエ	ゴキブリ						シロアリ	その他				
29	計	1,017	55	7	30	68	314	1	21	15	22	2	12	27	40	2	2	14	0	374	11
	窓口	950	24	7	30	60	312	1	20	14	16	1	11	25	38	2	2	14	0	363	10
	出張	67	31	0	0	8	2	0	1	1	6	1	1	2	2	0	0	0	0	11	1
30	計	895	33	2	27	126	195	1	21	20	12	3	2	32	39	5	6	6	1	348	16
	窓口	768	1	2	27	95	138	1	21	20	10	3	2	31	38	5	6	6	1	345	16
	出張	127	32	0	0	31	57	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	3	0
元	計	824	41	2	41	135	162	0	24	15	21	4	3	15	38	2	10	12	1	282	16
	窓口	698	28	2	37	123	99	0	22	12	12	3	3	15	37	2	10	12	1	266	14
	出張	126	13	0	4	12	63	0	2	3	9	1	0	0	1	0	0	0	0	16	2
2	計	845	34	6	13	108	223	2	18	9	19	14	13	23	37	6	9	3	0	295	13
	窓口	764	9	6	13	93	221	2	18	9	16	12	12	20	37	5	8	3	0	276	4
	出張	81	25	0	0	15	2	0	0	0	3	2	1	3	0	1	1	0	0	19	9
3	計	1,006	31	10	15	63	305	1	23	3	17	7	8	14	45	2	19	10	0	400	33
	窓口	937	11	10	15	56	300	1	23	2	15	6	8	14	45	2	19	10	0	367	33
	出張	69	20	0	0	7	5	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	33	0
月別内訳	4月	63	2	0	1	2	8	0	0	0	2	2	0	1	2	0	5	2	0	29	7
	5月	57	4	0	0	2	15	0	1	1	0	0	0	4	7	0	2	2	0	18	1
	6月	118	9	1	1	7	35	0	5	0	3	2	0	3	11	2	1	3	0	32	3
	7月	114	6	0	0	8	68	0	8	0	3	1	0	2	4	0	0	0	0	10	4
	8月	163	0	7	0	9	87	1	3	1	1	2	2	4	6	0	10	1	0	26	3
	9月	144	9	0	4	5	52	0	1	0	2	0	4	0	2	0	1	0	0	59	5
	10月	87	0	0	0	4	25	0	0	1	1	0	2	0	1	0	0	0	0	52	1
	11月	56	0	2	0	3	7	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	38	2
	12月	57	0	0	0	5	4	0	2	0	2	0	0	0	4	0	0	1	0	36	3
	1月	51	0	0	9	1	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	33	2
	2月	38	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	32	1
	3月	58	1	0	0	14	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	35	1

(注1) 区分については都福祉保健局区分番号と統一を図っている。

(注2) 害虫等の相談種類数は、約80~100種類である。

(注3) 出張(調査指導等)に委託業者による調査指導を含まない。例：ハチ調査、蚊調査

(※) 区分番号の①シラミの内訳：アタマジラミ 15件・コロモジラミ 0件及びケジラミ 0件

区分番号の①その他の内訳：トコジラミ 63件・その他 0件

区分番号の④その他の内訳：チョウバエ 7件・その他 0件

区分番号の⑤接触昆虫とは、ドクガ等（毒毛等）の有毒害虫をいう。

区分番号の⑤接触昆虫の内訳：チャドクガ幼虫 8件・ヤネホソバ 0件・蛾 0件・その他 0件

区分番号の⑥不快昆虫とは、ユスリカ等をいう。

区分番号の⑦不快動物とは、ヤスデ・クモ等をいう。

区分番号の⑫その他とは、殺虫剤等をいう。